

仕 様 書

件 名	第15旅団創隊15周年及び那覇駐屯地創立53周年記念行事における輸送
作成年月日	令和7年6月9日
作成部隊	第15旅団司令部第4部輸送班
作成責任者	第15旅団司令部第4部輸送班長 1等陸尉 工藤 貴史

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊が実施する第15旅団創隊15周年及び那覇駐屯地創立53周年記念行事における輸送役務に適用する。

2 輸送の概要

(1) 輸送時期

ア 令和7年11月30日(日) 0830～1600

(同日0800、官側が指定した場所へ配車完了)

イ 別紙「運行計画(基準)」

(2) 輸送区間

ア 那覇駐屯地～山下バス停～小禄バス停～赤嶺バス停～那覇駐屯地

イ イーアス沖縄豊崎～那覇駐屯地

ウ 那覇軍港～那覇駐屯地

(3) 輸送車両

ア 大型バス17両(操縦手含む。)

イ バスタイプ内訳(基準)

路線バスタイプ5両、リムジンバスタイプ12両

3 輸送役務内容

記念行事における輸送役務

(1) 輸送区間における隊員等の人員輸送

(2) 各バス停使用に係る諸手続き

4 その他

(1) 受注者の資格

沖縄県内を営業区域とする一般貸切旅客自動車運送事業者であること

(2) 使用する車両の条件

観光バスタイプもしくは低床バスタイプで、乗車定員が立席を含めて50名以上の車両とする。

(3) 諸手続きの実施

ア 各バス停等の使用の手続き

山下バス停、小禄バス停及び赤嶺バス停の使用に関する手続を実施するものとする。

イ 輸送車両及び操縦手の通知

輸送日の2日前までに、輸送車両番号及び操縦手を第15旅団司令部（第4部輸送班）へ通知するものとする。

(4) 事故及び車両故障に係る処置

ア 輸送役務間に、受注者の故意または過失により生じた損害（人傷・物損）は受注者の責任において賠償するものとする。

イ 故障等による運行への不具合等が発生した場合は、受注者の責任において代替車を準備し、この役務を履行しなければならない。

ウ 事故及び故障等の運行への影響が発生する事態が発生した場合は、速やかに官側に通報するものとする。

(5) 疑義等が生じた場合の処置

疑義等が生じた場合は、その都度官側と協議するものとする。

5 官側が実施する業務

(1) 那覇駐屯地等内の立入に関する手続

輸送車両番号及び操縦手の通知を受けた後、那覇駐屯地等への立入に関わる手続きを実施する。

(2) 添乗員の配置

乗車する隊員等に対する案内・誘導等を実施するため、輸送間各車両に1名の添乗員を乗車させる。

(3) バス停（看板）の設置及び勤務員の配置

各乗降車場所にバス停看板を設置するとともに、案内・誘導等を実施するため、運行間、各バス停への勤務員を配置する。

6 統制事項

本輸送に関して知り得た情報については、流出防止を徹底すること。

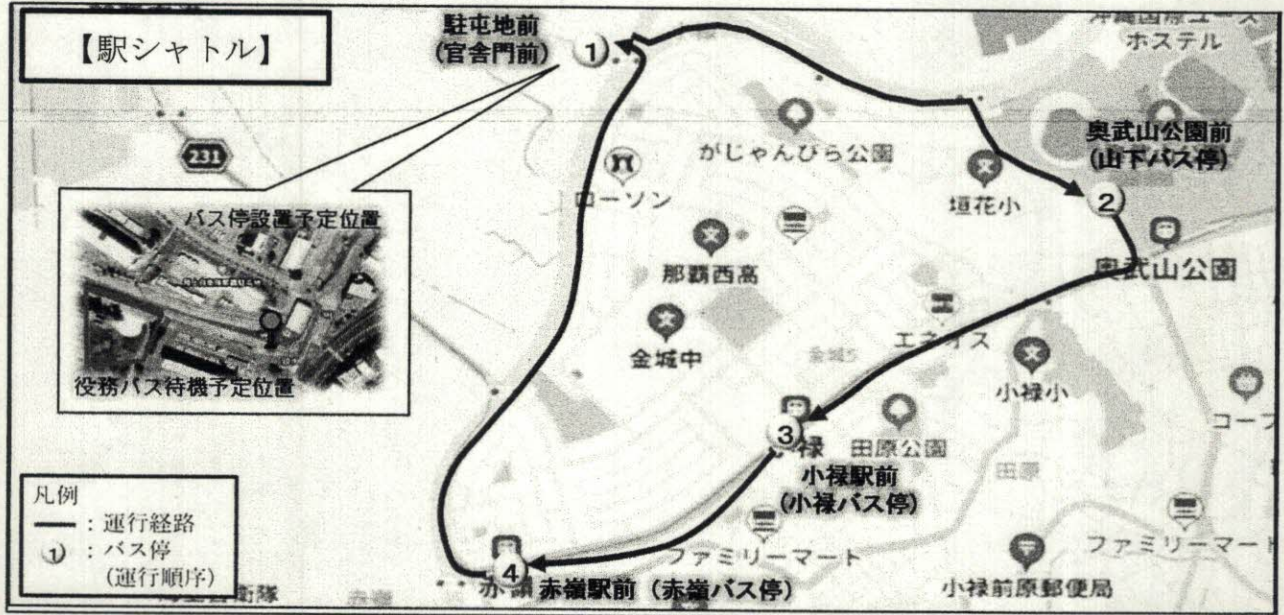
7 その他

本仕様書に記載のない事項で、調整等を必要とする場合には、別途官側と調整するものとする。

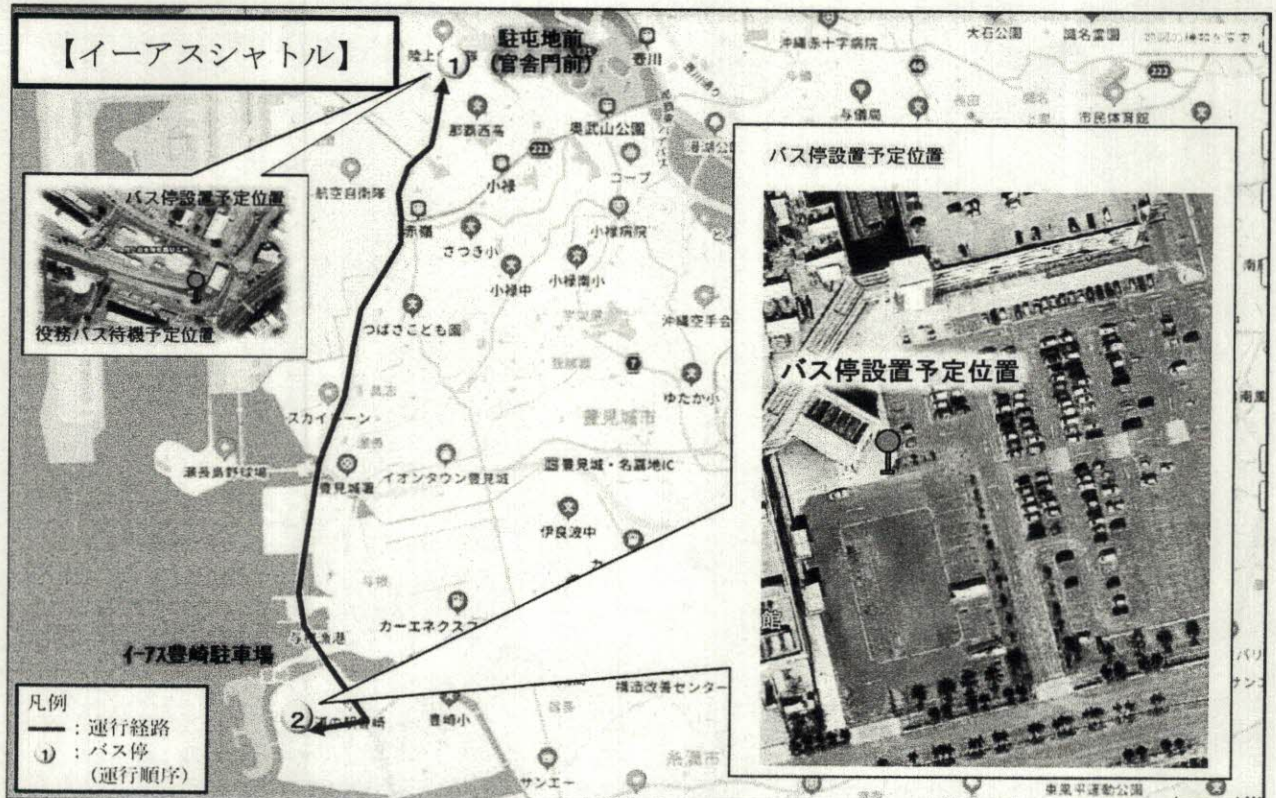
1 運行計画

- (1) シャトルバス運行時間
令和7年11月30日（日）0830～1600
- (2) 運行車両
路線バスタイプ5両、リムジンバスタイプ12両
- (3) 運行区間

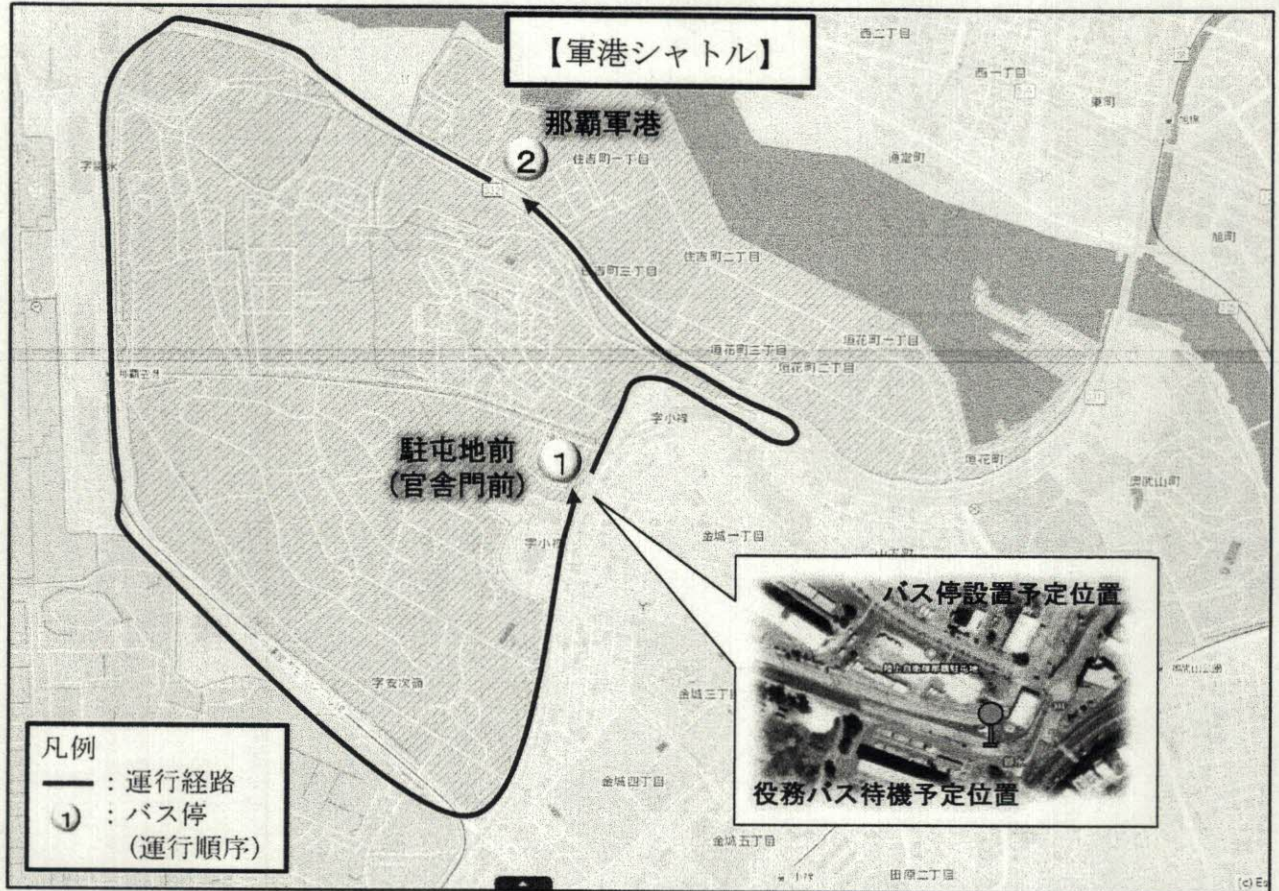
ア 駐屯地～山下～小禄～赤嶺～駐屯地



イ イーアス沖縄豊崎～那覇駐屯地



ウ 那覇軍港～那覇駐屯地



(4) 時間計画 (基準)

時間	0800	0830	1000	1200	1400	1600	
駅			路線バスタイプ5両で周回				最終便の運行 状況により運行
イース	集合完了	運行開始	リムジンバスタイプ6両で周回				
軍港			リムジンバスタイプ6両で周回				

2 集合時間・場所

(1) 集合日時
 令和7年11月30日(日) 0800

- (2) 集合場所
- ア 陸上自衛隊那覇駐屯地官舎門前 (路線バスタイプ5両)
 - イ イース沖縄豊崎バスロータリー (リムジンバスタイプ6両)
 - ウ 那覇軍港駐車場地域 (リムジンバスタイプ6両)